

京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱
(設置)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 183 条の 9 の規定に基づき、京丹後市文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)を策定するため、京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に存する文化財の所有者
- (2) 学識経験者
- (3) 商工関係団体の関係者
- (4) 観光関係団体の関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(各分科会の設置)

第7条 協議会は、地域計画策定における文化財の保存に関する事項及び文化財の活用に関する事項の検討を詳細かつ迅速に行うため、分科会を設けることができる。

2 分科会は、協議会の委員のうちから会長が選任する者をもって組織する。

3 分科会に座長及び副座長各1人を置き、分科会の委員の互選により決定する。

4 座長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 分科会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

7 座長は、必要があると認めるときは、専門的知見を有する者を会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

8 座長は、検討を終えたときは、速やかにその結果を協議会へ報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会及び各分科会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 第3条第2項に規定する委員をもって組織される協議会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(最初の分科会の招集)

3 第7条第6項の規定による読み替え後の分科会の最初の会議は、第7条第6項の規定にかかわらず、協議会の会長が招集する。

附 則

この告示は、令和4年1月4日から施行する。

京丹後市文化財保存活用地域計画保存分科会委員（案）

	委員名	所属	区分	地域
1	委員 ひしだ てつお 菱田 哲郎	京都府立大学文学部歴史学科 教授（考古学）	学識経験者	市外
2	委員 うえすぎ かずひろ 上杉 和央	京都府立大学文学部歴史学科 准教授（歴史地理学）	学識経験者	市外
3	委員 ひがし のぼる 東 昇	京都府立大学文学部歴史学科 准教授（近世史）	学識経験者	市外

京丹後市文化財保存活用地域計画活用分科会委員（案）

	委員名	所属	区分	地域
1	委員 まつばら のりたか 松原 典孝	兵庫県立大学地域資源マネジメント研究 科（地質学）	学識経験者	市外
2	委員 いじま とおる 飯島 徹	WILLER TRAINS株式会社	観光関係	市外
3	委員 いけだ かよこ 池田 香代子	京丹後宿おかみさんの会	観光関係	丹後
4	委員 こばやし あさこ 小林 朝子	丹後暮らし探求舎	その他	峰山
5	委員 ますだ としひこ 増田 俊彦	京丹後市商工会	商工関係	峰山
6	委員 まるた ちよこ 丸田 智代子	琴引浜ガイドシンクロ	観光関係	網野
7	委員 みずぐち まさひろ 水口 政弘	NPO法人まちづくりサポートセンター	その他	大宮